

## 四日市大学公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費を使用する上での四日市大学の教職員としての取り組みの指針について下記の事項を明らかにするものである。

平成27年4月1日制定  
令和2年10月28日改定  
四日市大学

### 記

- 1、教職員は、公的研究費が国民の貴重な税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚しなくてはならない。
- 2、教職員は、公的研究費の使用に当たり、業者等との関係に対して国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動する。
- 3、研究者は、研究費の使用に当たり、法令や関係規則および学内の諸規則を遵守する。
- 4、研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚する。
- 5、教職員は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての教育研究活動に深刻な影響を与えることを自覚し、相互の理解と密接な連携によって、不正使用を未然に防止するため、「四日市大学における公的研究費の不正防止計画」に基づき行動する。

以上